

議員提出意見書案第3号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成24年3月21日

生活産業常任委員長 塩田 邦平

須賀川市議会議長 鈴木 忠夫 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引上げは、働くもののセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、あわせて福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引上げを図ること。
- 2 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月 日

須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長

議員提出意見書案第1号

地域医療体制の整備充実等を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により提出します。

平成24年3月21日

提出者	須賀川市議会議員	森	新	男
賛成者	同	広	瀬	吉彦
同	同	生	田	目進
同	同	大	越	彰
同	同	大	倉	雅志

須賀川市議会議長 鈴木忠夫 様

地域医療体制の整備充実等を求める意見書

東京電力福島第一原発事故は、私たちの生活を今なお脅かし、生涯にわたる健康不安は極めて大きく、県民の恐れと怒りは日増しに広く深いものとなっております。

地域医療の中核となるべき公的医療機関においては、専門医の不足による診療科目の減少への対応、とりわけ小児医療体制の整備充実は、次代を担う子どもたちの未来のために行政の最優先課題として取り組まなければならない大きな課題であります。

これまでも全国的に小児科医の不足が叫ばれている中、福島県内では医師全体数自体が全国平均を下回っており、特に産科医、小児科医、麻酔科医は全国平均を大きく下回っております。

東日本大震災や福島第一原発事故による放射能問題が未だ解決していない現状においては、医療施設の機能が失われてしまったり、特に放射能の不安から医師や看護師自体が県外に職場を求めて転出してしまったりなど、医療を提供する側の体制は脆弱化しています。

これまでも医師の招へいについては、県をはじめ各病院がそれぞれ積極的に展開していますが、状況は厳しさを増しております。

このような状況における今般の18歳未満の医療費無料化への動きは、医療を提供する側の体制の整備、医療を受ける側のモラルを守る意識改革がなければ、救急医療や時間外医療に携わる小児科医の負担の増大を懸念せざるを得ません。

以上の趣旨から下記の事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 18歳未満の医療費無料化に併せて、小児科医のさらなる招へい対策、安易な受診の抑制に対する周知徹底など、福島県内の小児医療体制の整備充実及び公的医療機関への専門医の確保に向けて早急かつ具体的な取り組みを実施すること。

平成24年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

福島県知事 宛

議員提出意見書案第 2 号

福島復興再生特別措置法案の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により提出します。

平成 24 年 3 月 21 日

提出者	須賀川市議会議員	生 田 目 進
賛成者	同	大 倉 雅 志
同	同	関 根 保 良
同	同	丸 本 由 美 子
同	同	大 越 彰
同	同	鈴 木 忠 夫

須賀川市議会議長 鈴木忠夫 様

福島復興再生特別措置法案の拡充を求める意見書

未曾有の東日本大震災及び原子力発電所事故災害から1年を迎えましたが、福島復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧など多くの課題が山積しております。

本年は、「復興再生元年」とし、福島に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければなりません。

特に、福島が原子力災害による深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有しております。

これらのことから、より福島県民に寄り添った法律となるよう、原子力災害に関する国の責任の明確化及び県民に対する正確な情報提供の徹底を図りつつ、国会審議を通じて、下記の点について、法律上明確にされるよう強く要望いたします。

記

- 1 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう基金の特例等の必要な措置について明記すること。
- 2 放射線被曝に起因すると思われる健康被害が発生した場合、医療や福祉等にわたる措置を総合的に講じる旨、明記すること。
- 3 除染に伴い生じた廃棄物を保管するための施設整備にあたっては、必要な法制上の措置を講じること。
- 4 復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。
- 5 原子力災害からの福島復興・再生に関する安定的財源を確保するために、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成24年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

内閣総理大臣

復興大臣 宛